

新型コロナウイルスの影響によって減収した方が活用できる支援策 まとめ（小樽市版）

【令和2年4月21日現在】



情報は日々更新されています。
詳細は各相談窓口へお問い合わせ
ください。

① 小樽市
社会福祉協議会
作成

相談窓口

小樽市社会福祉協議会

電話：32-5631

【受付時間】

火曜～土曜 8:50～17:20

小樽市生活サポートセンター
「たるさば」

電話：33-1124

33-1128

【受付時間】

平日8:50～17:20

個人が申請

生活費・家賃支援

主に休業で
家計が維持できない

貸付

緊急小口資金
(特例)

貸付上限：10万円(該当要件を満たす場合は20万円)
据置期間：貸付日から1年以内 ※ 無利子・保証人不要
償還期間：据置期間終了後2年以内

主に失業で
家計が維持できない

貸付

総合支援資金
(特例)

貸付上限：単身世帯月15万円以内 2人以上月20万円以内
据置期間：貸付日から1年以内 ※ 無利子・保証人不要
償還期間：据置期間終了後10年以内

離職等で住宅を失った・
失うかも・
家賃が払えない

給付

住居確保
給付金(特例)

家賃相当額を給付(収入、預貯金額等に要件あり)
支給期間：原則3カ月
※ハローワークでの求職活動等を要件に、最長9カ月まで
延長可能



参考：厚生労働省WEBページ
住居確保給付金
(主な給付要件チェックリスト付き)

新型コロナウイルスの影響によって減収した方が活用できる支援策 まとめ（小樽市版）

【令和2年4月21日現在】

事業主が申請

休業補償

子どもがいる従業員が
休暇を取ったとき

助成

小学校休業等
対応助成金
(労働者雇用向け)

小学校等の臨時休校等に伴い、子供の世話をする従業員に有給休暇を取得させた企業に対する助成金
【助成内容】
有給休暇を使った労働者に払った賃金相当額
(日額上限8,330円)を助成

子どもがいる
フリーランスのために

助成

小学校休業等
対応支援金
(フリーランス向け)

小学校等の臨時休校等に伴い、契約した仕事ができなくなった子育て世代を支援するための支援金
【助成内容】
就業できなかった日 1日当たり4,100円(定額)

従業員に休業
してもらうなら

助成

雇用調整
助成金(特例)

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用を助成
【助成内容】
1人1日8,330円まで。助成率は企業規模、雇用状況で変動する。

参考：厚生労働省WEBページ
雇用調整助成金



相談窓口

学校等休業助成金・
支援金等
相談コールセンター

電話：0120-60-3999

【受付時間】
9:00～21:00
(土日・祝日含む)

ハローワーク小樽

電話：32-8689

【受付時間】
平日8:30～17:15

新型コロナウイルスの影響によって減収した方が活用できる支援策 まとめ（小樽市版）

【令和2年4月21日現在】

ライフライン

ほくでん

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等で、都道府県社会福祉協議会から特例貸付を受けている契約者を対象とし、2020年3月、4月、5月料金計算分の電気料金の支払期日を原則として、各々1カ月間延長。

北ガス

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等で、支払い困難の申し出があり、北ガスがやむを得ないと判断した契約者を対象に、2020年2月、3月、4月検針分のガス料金、電気料金の支払い期限をそれぞれ1カ月間延長。

水道局

分割納付などの支払方法について、個別に相談に応じる。

相談窓口

ほくでん道央支社
電話：0120-73-5154
【受付時間】平日9:00～17:00

北ガスお客さまセンター
電話：0570-008800
【受付時間】平日9:00～19:00
土日祝日9:00～17:00

水道局料金センター
電話：32-4111(内線562,563,567)
【受付時間】平日8:50～17:50

保険・年金・税金

国民健康保険料

介護保険料

後期高齢者医療保険料

新型コロナウイルスの影響で納付にお困りの方を対象に、分割納付などの相談に応じる。状況によっては申請による納付免除や納付猶予の手続きが可能。

小樽市役所 医療保険部保険収納課
電話：32-4111(内線445)
【受付時間】平日8:50～17:20

国民年金保険料

失業、廃業、休止の届出を行っている方など、一時的に納付が困難な一定の要件に該当する方について、免除制度あり。

小樽年金事務所 国民年金課
電話：23-4236(自動音声案内)
【受付時間】平日8:30～17:15

市税

納税者（家族を含む）が、新型コロナウイルス感染症にり患した場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連する該当ケースには、猶予制度あり。

小樽市役所 財政部納税課
電話：32-4111(内線251～254)
【受付時間】平日8:50～17:20

国税

税務署に申請することにより状況によって、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められる。

小樽税務署
電話：23-2171(自動音声案内)
【受付時間】平日8:30～17:00

新型コロナウイルスの影響によって減収した方が活用できる支援策
まとめ（小樽市版）
【令和2年4月21日現在】

省庁名	タイトル	情報源	QRコード
首相官邸	新型コロナウイルス感染症 ご利用ください お役立ち情報	https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_index.html	
経済産業省	新型コロナウイルス感染症関連	https://www.meti.go.jp/covid19/pdf/pamphlet.pdf	
厚生労働省	リーフレット 「生活を支えるための支援のご案内」	https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf	
金融庁	新型コロナウイルス感染症関連情報	https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/press.html	